

間接経費(産学連携活動推進経費)の下限設定について

(令和8年4月以降の申込分から適用※令和7年度についても、可能な範囲でご協力いただけますと幸いです。)

R7.10.30 三重大学社会連携チーム

共同研究において、間接経費(産学連携活動推進経費)は、最低9万円発生します。

趣旨

共同研究の契約締結・実施にあたっては、様々なコストが発生しています(知財担当教員、産学連携コーディネータ、契約担当職員等 person 費やシステムの維持管理費)。これらのコストが発生することを鑑み、共同研究における間接経費(産学連携活動経費)(以下、間接経費)については、直接経費の30%、もしくは、9万円の高い方となります(間接経費は、最低9万円発生します)。

主なケース

間接経費の算定の主なケースは以下の通りです。

ケース1

直接経費 **100** 万円の場合 ▶ 間接経費 **30** 万円

直接経費100万円の30%である、30万円が間接経費となります。

ケース2

直接経費 **10** 万円の場合 ▶ 間接経費 **9** 万円

直接経費10万円の30%は3万円となりますが、間接経費は下限の9万円となります。

ケース3

変更契約により契約額を増額する場合 ▶ 間接経費の下限 **9** 万円

変更契約により契約金額を増額する場合、原契約での間接経費の額に関わらず、変更契約での間接経費は、直接経費の30%、もしくは、9万円の高い方となります。

例外

以下の場合、間接経費下限の対象外となります。

- ✓ 変更契約により、追納無しで契約期間のみ延長する場合。

共同研究における学術貢献費の計上について

(令和8年4月以降の申込分から適用※令和7年度についても、可能な範囲でご協力いただけますと幸いです。)

R7.10.30 三重大学社会連携チーム

共同研究において、直接経費(研究経費等)の10%以上の学術貢献費の計上をお願い申し上げます。

趣旨

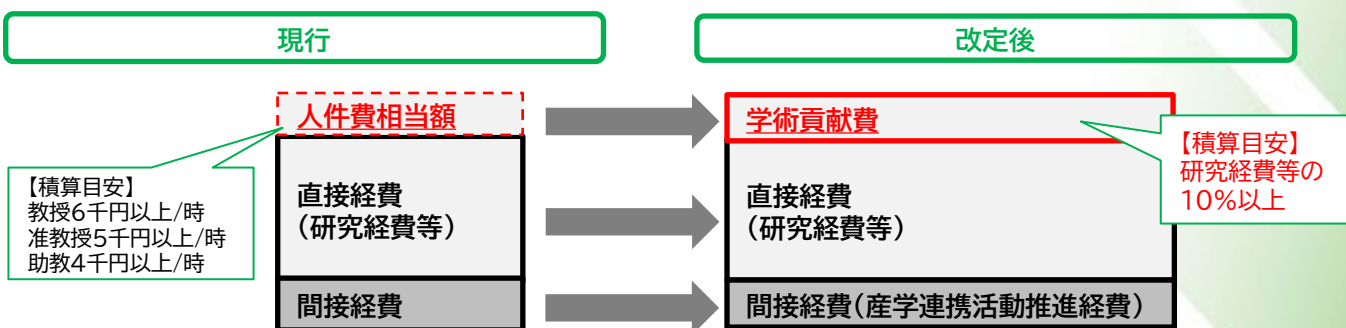
「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(文部科学省/経済産業省)で提唱されている研究の「知」の価値付けの趣旨に沿って、三重大学は「学術貢献費」(現:人件費相当額)という名目に変更し、研究者が長年にわたり蓄積した「学術的知見」への対価として計上をお願いするものです。(参考)「[産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】\(R2年6月文部科学省・経済産業省\)](#)」において、教員の人件費を直接コストとして企業様にご負担いただくことが推奨されています。

対象事業

共同研究のうち、令和8年4月1日以降に申込(新規及び増額を伴う変更契約)を行うものが対象です。ただし、財源に公的研究費が含まれるものは除きます。

費用構造

本改正後の共同研究の費用構造は、下の図の通りです。



区分		経費の性質	経費の使途
直接経費	研究経費等	当該研究に直接必要な経費を計上(旅費、物品費、本経費で雇用する者の人件費等)	当該研究者に配分され、当該研究実施のために使用します
	人件費相当額 →学術貢献費	当該研究参加者が蓄積した「学術的知見」に対する対価を計上 【※従前の通り】	当該研究者に配分され、当該研究者の研究環境改善等(手当含む)のために使用します 【※従前の通り】
間接経費	間接経費 (産学連携活動推進経費)	当該研究に付帯する経費として計上	大学及び当該研究者の所属部局に配分され、大学全体又は学部等の教育研究環境改善のために使用します

✓これまで「人件費相当額」を計上いただいている場合 → 引き続き、「学術貢献費」へ計上をお願い申し上げます。

✓これまで「人件費相当額」を計上いただいていない場合 → 今後は「学術貢献費」の計上をお願い申し上げます。

手続き

共同研究申込書の「研究経費の申込者負担額」に「学術貢献費」記入欄を設けておりますので、「申込書」作成時に本学研究代表者にご調整の上、ご記入願います。その他の手続きは、従来から変更はございません。
手続きの詳細については、三重大学ウェブサイトの「産学官連携活動」にてご確認ください。
https://kenkyu.crc.mie-u.ac.jp/joint_research/